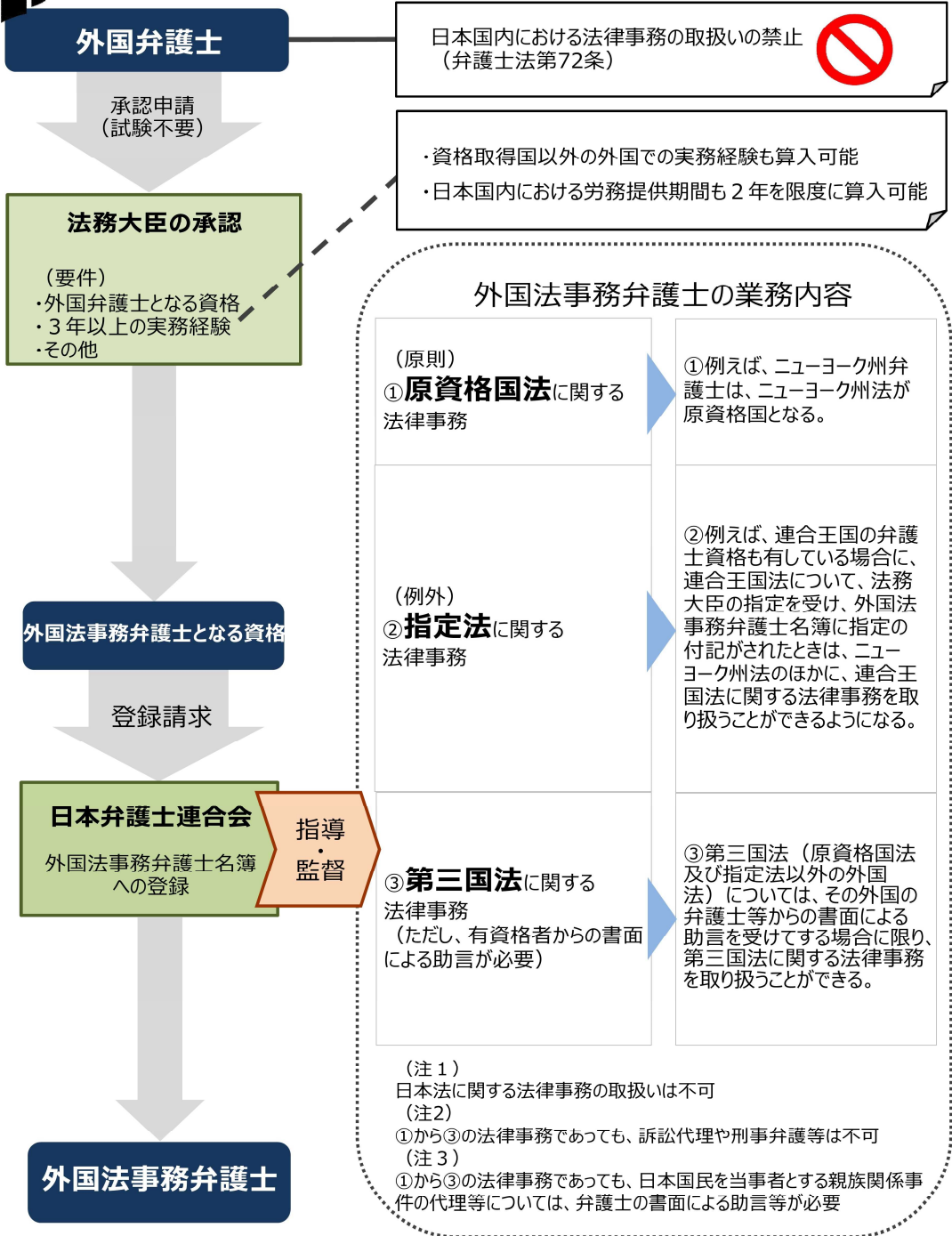


参考資料 1

外国法事務弁護士の概要と職務の範囲



外国法事務弁護士制度の概要



1 外国法事務弁護士の職務の基本

外国法事務弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、原資格国法に関する法律事務を行うことが職務とされています。ただし、次の法律事務は行うことができません（職務外の法律事務の取扱いの禁止）。

- ① 国内の裁判所、検察庁その他の官公署における手続についての代理及びその手続についてこれらの機関に提出する文書の作成
- ② 刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動及び逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐
- ③ 原資格国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明
- ④ 外国の裁判所又は行政庁のために行う手続上の文書の送達
- ⑤ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二條第五号の公正証書の作成囑託の代理
- ⑥ 国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の国内の行政庁への登録により成立する権利若しくはこれらの権利に関する権利（以下「工業所有権等」という。）の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての代理又は文書（鑑定書を除く。）の作成

2 弁護士との共同又は書面による助言を受ける必要がある法律事務

外国法事務弁護士は、上記 1 により職務として行うことができる法律事務であっても、次に掲げるものについては、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならないものと定められています。

- 国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権等の得喪又は変更を目的とする法律事件のうち、上記 1 の⑥の法律事件以外のものについての代理及び文書の作成
- 親族関係に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成
- 国内に所在する財産で国内に居住する者が所有するものに係る遺言若しくは死因贈与に関する法律事件又は国内に所在する財産で死亡の時に国内に居住していた者が所有していたものについての遺産の分割、遺産の管理その他の相続に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成

3 指定法に関する法律事務

外国法事務弁護士は、法務大臣から指定を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録

に指定法の付記を受けたときは、指定法に関する法律事務を行うことができます。

ただし、次の法律事務、及び指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明は行うことができません。

- 国内の裁判所、検察庁その他の官公署における手続についての代理及びその手続についてこれらの機関に提出する文書の作成
- 刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動及び逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐
- 外国の裁判所又は行政庁のために行う手続上の文書の送達
- 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号の公正証書の作成嘱託の代理
- 国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の国内の行政庁への登録により成立する権利若しくはこれらの権利に関する権利（以下「工業所有権等」という。）の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての代理又は文書（鑑定書を除く。）の作成

なお、指定法に関する法律事務で、弁護士との共同又は書面による助言を受ける必要があるものは、上記 2 と同様です。

4 指定法に関する法律事務以外の特定外国法（いわゆる「第三国法」）に関する法律事務

外国法事務弁護士は、次の方から書面による助言を受けたときは、指定法に関する法律事務以外の特定外国法（いわゆる「第三国法」）に関する法律事務を行うことができます。

ただし、上記 3 に記載している行うことができない法律事務、及び当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、行うことができません。

- 外国弁護士（当該特定外国における外国弁護士であって、外国弁護士となる資格を基礎として当該特定外国法に関する法律事務を行う業務に従事している者）
- 外国法事務弁護士（当該特定外国法が、原資格国法又は指定法である者）
- 外国法事務弁護士法人（原資格国法又は指定法が当該特定外国法である社員が業務を執行する場合に限る）
- 弁護士・外国法事務弁護士共同法人（原資格国法又は指定法が当該特定外国法である外国法事務弁護士である社員が業務を執行する場合に限る）

なお、指定法に関する法律事務で、弁護士との共同又は書面による助言を受ける必要があるものは、上記 2 と同様です。

5 国際仲裁事件及び国際調停事件の手続の代理

外国法事務弁護士は、上記 1 から 4 にかかわらず、外弁法に規定する国際仲裁事件及び国際調停事件の手続については、その当事者の代理を行うことができます。

○ 国際仲裁事件（外弁法第 2 条第 1 4 号）

民事に関する仲裁事件であって、次のいずれかに該当するものをいう。




- ・ 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものを含む。）
- ・ 仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるもの
- ・ 外国を仲裁地とするもの

○ 国際調停事件（外弁法第 2 条第 1 5 号）

民事に関する調停事件（民事に関するあっせん事件を含み、民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部が法人その他の社団若しくは財団又は事業として若しくは事業のために当該民事上の契約若しくは取引の当事者となる個人であるものに関する紛争に係る事件に限る。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- ・ 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものを含む。）
- ・ 当該紛争に係る民事上の契約又は取引によって生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるもの

外国法事務弁護士が行うことのできる法律事務

| | |
|---|--|
| <p>日本国法に関する法律事務 《取扱い不可》</p>  <p>《例外的に取扱い不可》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該特定外国法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務 ○以下の者の書面による助言 <ul style="list-style-type: none"> ・外国弁護士（当該特定外国における外国弁護士であって外国弁護士となる資格を基礎として当該特定外国法に関する法律事務を行う業務に従事している者） ・外国法事務弁護士（当該特定外国法が原資格国法又は指定法） ・外国法事務弁護士法人（当該特定外国法が原資格国法又は指定法である社員が業務を執行する場合に限る。） ・弁護士・外国法事務弁護士共同法人（原資格国法又は指定法が当該特定外国法である外国法事務弁護士である社員が業務を執行する場合に限る。） ○弁護士との共同遂行又は弁護士による助言が必要 <p>法律事務の内容については「原資格国法に関する法律事務」に同じ</p> | <p>原資格国法に関する法律事務 《原則として取扱い可能》</p> <p>《例外的に取扱い不可》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国内の裁判所等における手続についての代理等 ○刑事に関する事件における弁護士としての活動等 ○原資格国法以外の法の解釈・適用についての鑑定等 ○国内所在の不動産に関する権利等の得喪・変更を主な目的とする法律事件についての代理等 等 <p>以下の法律事務については、弁護士との共同遂行又は弁護士の書面による助言が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国内所在の不動産に関する権利等の得喪・変更を目的とするが、主たる目的でない法律事件についての代理等 ○親族関係に関する法律事件（当事者として日本国民が含まれるもの）についての代理等 等 |
| <p>《例外的に下の要件を充足すれば取扱い可能》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要件を充足しても取扱い不可 <p>《例外的に取扱い可能》</p> <p>指定法に関する法律事務</p>  <ul style="list-style-type: none"> ○国内の裁判所等における手続についての代理等 ○刑事に関する事件における弁護士としての活動等 ○国内所在の不動産に関する権利等の得喪・変更を主な目的とする法律事件についての代理等 等 | <p>《要件を充足しても取扱い不可》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国内の裁判所等における手続についての代理等 ○刑事に関する事件における弁護士としての活動等 ○国内所在の不動産に関する権利等の得喪・変更を主な目的とする法律事件についての代理等 等 <p>《例外的に取扱い可能》</p> <p>指定法に関する法律事務</p>  |

（注 1）

○原資格国法：法務大臣の承認の基礎となった外国弁護士となる資格を取得した外国において効力を有し、又は有した法

○特定外国法：原資格国以外の特定外国において効力を有し、又は有した法

○指定法：法務大臣により承認を受けた者が所定の手続により指定を受けた特定外国法

（注 2）

上記のほか、国際仲裁事件・国際調停事件の手続の代理について取扱い可能